

### 3 労働争議の主要要求事項別の状況

令和2年の「総争議」の件数を要求事項別（複数回答。主要要求事項を2つまで集計）にみると、「賃金」に関する事項が154件（総争議件数の50.8%）と最も多く、次いで「組合保障及び労働協約」に関する事項が126件（同41.6%）、「経営・雇用・人事」に関する事項が74件（同24.4%）であった（第6表）。

第6表 労働争議の主要要求事項別件数及び構成比

主要要求事項	総争議					
	件数			構成比		
	令和2年	対前年差	対前年増減率	令和元年	令和2年	令和元年
	件	件	%	件	%	%
計 <sup>1)</sup>	303	35	13.1	268	100.0	100.0
<b>組合保障及び労働協約<sup>2)</sup></b>	<b>126</b>	<b>29</b>	<b>29.9</b>	<b>97</b>	<b>41.6</b>	<b>36.2</b>
組合保障及び組合活動	119	26	28.0	93	39.3	34.7
労働協約の締結、改訂及び効力	10	3	42.9	7	3.3	2.6
<b>賃金<sup>2)</sup></b>	<b>154</b>	<b>27</b>	<b>21.3</b>	<b>127</b>	<b>50.8</b>	<b>47.4</b>
賃金制度	18	6	50.0	12	5.9	4.5
賃金額（基本給・諸手当）の改定	51	7	15.9	44	16.8	16.4
賃金額（賞与・一時金）の改定	43	16	59.3	27	14.2	10.1
個別組合員の賃金額	3	△ 4	△ 57.1	7	1.0	2.6
退職金（退職年金を含む）	9	9	...	-	3.0	-
その他の賃金に関する事項	53	3	6.0	50	17.5	18.7
<b>賃金以外の労働条件<sup>2)</sup></b>	<b>35</b>	<b>5</b>	<b>16.7</b>	<b>30</b>	<b>11.6</b>	<b>11.2</b>
所定内労働時間の変更	2	0	0.0	2	0.7	0.7
所定外・休日労働	-	△ 2	△ 100.0	2	-	0.7
休日・休暇（週休二日制、連続休暇を含む）	2	△ 1	△ 33.3	3	0.7	1.1
その他の労働時間に関する事項	2	△ 4	△ 66.7	6	0.7	2.2
育児休業制度・介護休業制度・看護休暇制度	-	-	...	-	-	-
教育訓練	-	-	...	-	-	-
職場環境・健康管理	29	13	81.3	16	9.6	6.0
福利厚生	1	△ 1	△ 50.0	2	0.3	0.7
<b>経営・雇用・人事<sup>2)</sup></b>	<b>74</b>	<b>△ 12</b>	<b>△ 14.0</b>	<b>86</b>	<b>24.4</b>	<b>32.1</b>
解雇反対・被解雇者の復職	41	△ 11	△ 21.2	52	13.5	19.4
事業の休廃止・合理化	3	0	0.0	3	1.0	1.1
人事考課制度（慣行的制度を含む）	3	△ 1	△ 25.0	4	1.0	1.5
要員計画・採用計画	5	2	66.7	3	1.7	1.1
配置転換・出向	14	6	75.0	8	4.6	3.0
希望退職者の募集・解雇	-	-	...	-	-	-
定年制（勤務延長・再雇用を含む）	3	0	0.0	3	1.0	1.1
パートタイム労働者・契約社員・派遣労働者の活用	-	-	...	-	-	-
パートタイム労働者・契約社員の労働条件	4	△ 2	△ 33.3	6	1.3	2.2
その他の経営及び人事に関する事項	2	△ 10	△ 83.3	12	0.7	4.5
<b>その他</b>	<b>7</b>	<b>2</b>	<b>40.0</b>	<b>5</b>	<b>2.3</b>	<b>1.9</b>

注：主要要求事項の具体的内容については、3頁「表1 主要要求事項の具体的内容例」を参照されたい。

1) 1労働争議につき労働者側から提出された要求のうち、主なものを2つまでを主要要求事項として取り上げているため、主要要求事項「計」（総争議件数）と個々の要求事項の数値の合計は必ずしも一致しない。

2) 「組合保障及び労働協約」、「賃金」等の太字で書かれている各区分の件数は、2つの主要要求事項が同一の区分内にある労働争議は1件として計上しているため、各区分内の事項の件数の合計とは必ずしも一致しない。